

あおもりU I Jターン相談員募集要領

(令和6年4月1日任用)

青森県では、首都圏等から本県へのU I Jターン就職を促進するため、あおもりU I Jターン相談員(以下「相談員」という。)を設置している。

令和6年4月1日に任用する相談員を、以下のとおり募集するものである。

1 募集人員

1名

2 応募資格

首都圏に在住する方で、青森県へのU I Jターン就職等について幅広い観点からのアドバイス及び付随する事務処理ができる方。

3 委嘱期間

(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

(2) (1)の任用期間満了後、相談員として必要な能力を有すると認められた場合には、県は、新たな会計年度において再度任用することができる。ただし、原則として通算5年を超えて任用することはできない。

4 条件付採用期間

(1) 相談員の採用は、全て条件付のものとし、相談員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない相談員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるものとする。

5 勤務場所

青森県東京事務所内(〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館7階)

6 勤務内容

相談員は、青森県東京事務所長の指揮監督を受けて次の業務を行う。

- (1) U I Jターン就職希望者からの就職相談への対応及び県内企業の雇用情報提供に関すること
- (2) U I Jターン就職希望者の就職促進に関すること
- (3) U I Jターン就職に係る情報収集に関すること
- (4) 無料職業紹介に関すること
- (5) 県及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) その他所長が必要と認める事項に関すること

7 勤務時間等に関する事項

(1) 身分

青森県の会計年度任用職員

(2) 勤務日

1 週間につき 30 時間を超えない範囲内において青森県東京事務所長が定める日

(3) 勤務時間

午前 10 時から午後 5 時まで

ただし、休憩時間については原則午後 0 時から午後 1 時までの 60 分とし、場合によっては調整することがある。

(4) 時間外勤務の有無

あり（月に 1 回程度、県主催の就活イベントなどへの対応のため、超過勤務や休日勤務を依頼することがある。）

(5) 休暇

年次休暇（有給） 20 日に当該任用期間の月数を乗じ、12 で除して得た日数（1 日未満の端数は、切り捨てる。）（1 日又は 1 時間単位）

特別休暇（有給） 選挙等休暇、証人等休暇、育児休暇、生理休暇、服忌休暇等

このほか、「あおもり U I J ターン相談員設置要綱」に定める休暇とする。

8 報酬に関する事項

(1) 報酬

月額 187,000 円

(2) 超過勤務報酬、夜間勤務報酬及び休日勤務報酬

支給要件に応じて支給する。

(3) 期末手当

支給要件に応じて支給する。

(4) 通勤手当

月の初日から末日までの通勤日数に応じた額（運賃等相当額の算出方法が定期券によるものは 1 か月定期券の額）を翌月の報酬の支給定日に支給する。

(5) 報酬締切日

毎月月末

(6) 報酬支払日

毎月 21 日（土、日、休日の場合はその前日において、その日に最も近い土、日、休日でない日）

(7) 社会保険

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に定めるところによる。

※ ただし、(1)、(2)、(3) 及び (4) については令和 6 年 2 月に開催される県議会の審議等を経た上で決定されるため、確定額ではない。また、退職手当は支給しない。

9 営利企業への従事等の届出に関する事項

相談員は、営利企業の役員等の地位を兼ね、若しくは経営し、又は従事することにより報酬を得る場合は、その概要を届け出た上で、業務に支障のない範囲内とする必要がある。

10 守秘義務に関する事項

相談員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

11 解職に関する事項

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるところによる。

12 応募方法

希望者は市販の履歴書（J I S規格・写真添付）及び自己紹介票（任意様式）に記入の上、郵送により、青森県労政・能力開発課まで提出する。

また、自己紹介票には、パソコンの操作についてどの程度出来るかも併せて記入すること。

応募者の個人情報については、相談員選考の目的以外には利用しない。

なお、応募書類の返却には応じないものとする。

13 応募期限

令和6年3月8日（金）17時必着

14 選考方法

- (1) 提出された書類に基づく書類選考及び令和6年3月21日（木）（予定）に実施する面接により選考する。
- (2) 選考結果については、選考後速やかに応募者に連絡する。

15 応募書類提出先及び問合せ先

青森県商工労働部労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ 三上

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

T E L : 017-734-9398（直通） F A X : 017-734-8117